

# 埼玉 保険 医新聞

発行所  
埼玉県保険医協会  
〒330-0074  
さいたま市浦和区北浦和  
4-2-2 アンリツビル5F  
電話 048(824)7130  
FAX 048(824)7547  
発行人 大場敏明  
購読料 1部150円  
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事  
2面…論壇「マスクをしないとだめなのか？」  
3面…新理事紹介、基金への要望項目と回答  
4面…10月改定情報(医科)  
5面…10月改定情報(歯科)  
歯科講習会報告

2020年  
診療報酬  
「大幅なプラス改定」に  
向けご協力を

### 2020年度 診療報酬改定 に向けた保団連要求

※医科開業医会員、歯科会員に月刊保団連9月号と同封して送付

2020年の診療報酬改定に向けて、冊子「診療報酬改定保団連要求」を送付しています。本冊子は、保団連が全国の診療現場から寄せられた改善要望を集約したものです。診療報酬の前提となる医療保険制度の改善要求や現行制度の問題点も解説しています。

健保連から診療報酬の引き下げ案が示されたり、来年度の予算要求策定に向けて財務省の圧力が強まる中、国民医療改善、診療報酬引き上げの世論を、医療関係者のみならず、広く国民の中に大きく高めていくことが必要です。ぜひお読みいただき、改善要求の実現に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

■仕様 A4版 80ページ



## 支払基金へ再度確認

協会は七月十日、社会保険診療報酬支払基金埼玉支部(以下「基金」と、二月に提出していた「審査制度の改善を求める要望書」をもとに懇談した(先月号で速報)。協会からは、小橋審査指導対策部長、高橋理事が出席。基金から審査委員の出席はなく、宮川審査業務部長、川上審査企画部長ら事務職員六人が出席した。

という、当時から取り扱いは変更はないと回答。

添付する資料も以前からカルテのコピーの提出が要件ではなく、医学的に正しい診療と証明できる検査データなど客観的なものであること。それらのデータにより、復活している事例はあると説明した。

小橋部長は、請求のミスをいさなす減点とせず、まずは返戻するところからカルテは請求のおおもとであるが、病名の転記ミスは起り得る。二〇一三年に行った協会と基金との懇談で、病名モレ復活の道筋が示されて六年。会員から「病名モレで再審査請求しても原審通りとなった」、「基金から病名モレは再審査請求をしても復活はない」と回答された。この声が多岐にわたるため、協会は、病名モレ減点を復活させる方法について再度確認を行った。

高橋理事は、減点や返戻理由が記載してあると指摘し、わかりやすく記載することを要望して、再審査請求に行つた。

# 病名モレ減点は 根拠資料を再審査請求できる



病名モレを防止するには、提出時の点検が重要であるが、病名の転記ミスは起り得る。二〇一三年に行った協会と基金との懇談で、病名モレ復活の道筋が示されて六年。会員から「病名モレで再審査請求しても原審通りとなった」、「基金から病名モレは再審査請求をしても復活はない」と回答された。この声が多岐にわたるため、協会は、病名モレ減点を復活させる方法について再度確認を行った。

高橋理事は、減点や返戻理由が記載してあると指摘し、わかりやすく記載することを要望して、再審査請求に行つた。

## 速報 国保連合会とも懇談 病名モレ減点の再審査請求を再確認

協会、支払基金に続き、八月九日に埼玉県の国保連合会とも懇談。基金審査請求の取扱いである。国保連も同様、二月に提出した審査制度の改善を求める要望書をもとに、六年振りの懇談を行った。



小橋審査指導対策部長 高橋理事



協会は、審査に対する相談を行っている。納得がいかない、または理由が不明な減点・返戻があった場合は協会に相談を寄せていただきたい。(要請項目及び基金の回答は6面)

特に、近年は「薬価」引き下げ分が、本体部分

協会は八月三十日、厚生局指導監査課へ個別指導の運営改善を求めて二つの要望書を提出した。

協会では来年四月の診療報酬改定に向け、改定率の大幅引き上げ・患者負担増計画の中止を求め、実質的なマイナス改定とされる可能性が高い。改定とされる可能性が高い。改定とされる可能性が高い。

## 個別指導 運営改善を求め要望 医科現況報告提出書類の負担軽減 指導会場の待機場所改善

協会は八月三十日、厚生局指導監査課へ個別指導の運営改善を求めて二つの要望書を提出した。

機関の多大な負担になっているこの現況報告については、昨年までの一枚の現況調査に戻すこと、保険医療機関の指定届出時に提出していない報告を強いるのはやめること、また、今回追加された各種報告の必要となった理由を求めた。

あわせて、医科、歯科で今年度より追加された持参物の根拠と必要なる理由を求め、個別指導に必要な資料は持参物から外すことを要望した。

もう一つは、厚生局指導監査課の移転に伴い、指導会場もさいたま新都心の合同庁舎に変更された。そのため協会は、協

## 消費税増税にともなう 10月診療報酬改定 実施が確定 変更は一部点数のみ

10月改定の説明会はいりません。

個別指導に弁護士が帯同できます